

特定個人情報保護評価書に関する第三者点検

1 第三者点検を行う特定個人情報保護評価書

前橋市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）が実施する第三者点検における対象の特定個人情報保護評価書（以下「本件評価書」という。）は以下のとおりである。

＜対象の特定個人情報保護評価書＞

- ・ 予防接種に関する事務 全項目評価書

2 特定個人情報保護評価書に係る第三者点検の内容

審査会では、特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）に定める審査の観点に基づき、本件評価書の適合性（実施手続等に適合した評価を実施しているか）及び妥当性（評価の内容が指針に定める評価の目的等に照らし、妥当と認められるか）について、以下のとおり審査を行う。

(1) 本件評価書の事務の概要

ア 事務の内容

予防接種法の規定に従い、予防接種に関する事務で取り扱う。

イ 特定個人情報ファイルの名称

予防接種ファイル

ウ 特定個人情報ファイルを取り扱う主な理由

予防接種の対象者及び接種履歴を把握し、適正な管理・接種勧奨を行うため。

健康被害が発生した場合に、給付の支給の請求や権利に係る事実についての審査又はその請求等に応答するため。

(2) 本件評価書の変更点

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施に伴い、コンビニエンスストア等のキオスク端末において申請受付時に個人番号を取得することとなることから、予防接種に関する事務において個人番号の入手方法が増える。

(3) 適合性について

以下のとおり、指針に定められた実施手続等に適合しているかを審査する。

ア しきい値判断について

本件評価書の事務において取り扱う特定個人情報ファイルの対象となる本人の数が、30万人以上であるため、全項目評価が必須となる。

イ 実施主体について

本件評価書の事務の実施主体である前橋市長が評価を実施している。

ウ 評価書の公表について

評価書を公表することにより、セキュリティ上のリスクがあると認められる部分は存在しないとして、本件評価書の内容は全て公表することとしている。

エ 実施時期について

<国の見解>

評価の再実施の時期については、特定個人情報ファイルを保有する前又は保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加える前に実施することを原則としています。

他方、コロナ禍において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中、国民のきめ細やかなニーズに対応し、市町村窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要があります。

こうした状況や、追加接種の事務が継続している中であって、市町村において評価の再実施を事前に行うことが困難な状態にある場合には、接種証明書のコンビニ交付に係る評価の再実施について、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象にもなり得るものと考えられます。

ただし、この場合であっても、評価を実施することが困難な状態解消された時期において、可及的速やかに評価を行うことが必要です。

<本市における実施時期>

以上の国の見解を踏まえ、可及的速やかに評価を行うものとする。

オ 市民等からの意見聴取について

令和4年6月10日から令和4年7月8日までの間、市民等からの意見聴取を実施した結果、本件評価書に対する意見は無かった。

カ 本件評価書の記載内容について

事務の実態に基づき、評価書様式で求められている全ての項目につ

いて検討し、記載している。

(4) 妥当性について

事務の実態に基づき、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスクを特定し、当該リスクを軽減するために講ずべき措置を記載している。本件評価書の変更内容は、以下のとおりである。

※詳細は、「予防接種に関する事務 全項目評価書」のとおり

ア 特定個人情報の入手について

＜特定個人情報保護評価書 P 1 8 ～ P 1 9 ＞

Ⅲ-2. (リスク 1 : 目的外の入手が行われるリスク)

- ・対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容
- ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容

Ⅲ-2. (リスク 2 : 不適切な方法で入手が行われるリスク)

- ・リスクに対する措置の内容

Ⅲ-2. (リスク 3 : 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク)

- ・入手の際の本人確認の措置の内容
- ・特定個人情報の正確性確保の措置の内容

Ⅲ-2. (リスク 4 : 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク)

- ・リスクに対する措置の内容

イ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託について

＜特定個人情報保護評価書 P 2 2 ＞

Ⅲ-4. (情報保護管理体制の確認)

ウ 特定個人情報の保管・消去について

＜特定個人情報保護評価書 P 2 8 ＞

Ⅲ-7. (リスク 1 : 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク)

- ・⑥技術的対策－具体的な対策の内容